

援助・両方会員各位

虐待防止「宣誓書」の提出について（依頼）

日頃より、西尾市ファミリー・サポート・センターの運営に、ご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月、こども家庭庁により「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」が改正され、以下の内容が追加されました。

- 会員登録の際、過去に虐待や不適切な行為を行っていないか聞き取り等を行うこと
- 既登録会員については、確認すること
- 虐待や不適切な行為を行った会員については、登録の差し控えや取り消しを行うこと
- 虐待と疑われる事案を発見した場合にはファミリー・サポート・センターを通じて関係機関と連携し、速やかに報告を行うこと
- 「緊急救命講習」と同様、「虐待防止に関する講習」も少なくとも5年に1度、受講すること

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があり、こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

会員の皆様におかれましては、本改正の主旨をご理解いただき、講習の受講に努めていただくとともに、別紙「宣誓書」をご一読の上、住所・氏名などを記入して、ご提出ください。

なお、児童虐待の定義は、以下の4種類に分類されます。（児童虐待の防止等に関する法律 第2条）

児童虐待の定義

- 1 身体的虐待
殴る・蹴る・叩く・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせる・首をしめる・縄などにより一室に拘束する など
- 2 性的虐待
こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- 3 ネグレクト
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車のなかに放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 4 心理的虐待
言葉による脅し、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

※ 提出先：西尾市ファミリー・サポート・センター、家庭児童支援課（市役所4階）、各支所。
メール（famisapo@city.nishio.lg.jp）での提出も可能

様式第2号

(宛先) 西尾市長

宣誓書

私は、下記1から4までのいずれの行為も行っていないことを確認し、将来においても行わないことを誓います。

また、西尾市ファミリー・サポート・センターの援助・両方会員登録後において下記事項を行った者であることが判明した場合には、当該会員登録の取消しをされても、異議の申立てを行いません。

記

1 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

2 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

3 ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

4 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

年 月 日

会員番号

会員氏名

会員住所